マレーシア国民に対するビザ免除

- 1. 我が国とマレーシアとの間にはビザ免除取極があり、マレーシア国民は、一定の要件の下に、継続して3か月を超えない滞在期間(短期滞在)についてビザなしで我が国に入国することができますが、1993年以降、当時の事情に鑑み、我が国への短期滞在を希望するマレーシア国民に対して、事前にビザを取得することを勧奨してきました。
- 2. しかし、本年の日・ASEAN友好協力40周年を契機として、我が国は、7月1日から、短期滞在を目的とするマレーシア国民であって、ICAO標準のIC一般旅券(旅券表紙にICロゴマーク入り)を所持する者に対し、上述のビザ取得の勧奨を終了し、ビザを取得することなく我が国への入国を可能とすることにより、短期滞在目的のビザ免除措置を実質的に再開することとしました。これにより、マレーシアから日本への観光客の増加、ビジネス面での利便性の向上など、日・マレーシア間の交流が一層発展することが期待されます。

ただし、このビザ免除措置の再開は、上記のとおりICAO標準のICー般旅券を所持する者に限定した措置ですので、ICAO標準のICー般旅券を所持していないマレーシア国民には、引き続き、ビザを取得することを勧奨します。

ICA〇標準に準拠した旅券の見分け方(表紙)



查証免除対象

